

十勝バス労働組合 執行委員長 久保 真司から、令和5年（2023年）10月16日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年（2023年）10月17日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 秋季年末闘争（暖房、労協）
- 2 日 時 2023年11月1日以降本件の完全解決まで
- 3 場 所 十勝バス労働組合組合員の従事する全職場
- 4 概 要 全面スト又は部分ストなどを含むあらゆる形の争議行為を前記
第3項記載場所の全体又は一部において実施する